

ガス自由料金契約に係る説明事項について

| | |
|-----------------------------------|---|
| 小売事業者の名称 | 大阪ガス株式会社(A0024) |
| 契約の申し込みや変更、解約の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・当社所定の様式により、お電話、当社ホームページ、当社代理店など当社指定先にお申し出いただきます。 |
| 供給開始の予定年月日 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規お申し込みの場合、使用開始日といたします。 ・他のガス小売事業者から当社に契約を変更する場合、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日といたします。 ・契約種別を変更する場合、お申し込みを当社が承諾し手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日といたします。 ・供給開始予定日は改めて通知いたします。また、供給開始予定日は手続きの都合等で変更となる場合があります。 |
| 代理・取次事業者について | <ul style="list-style-type: none"> ・詳細は当社ホームページの「代理・取次事業者について」にてご確認ください。 |
| 供給に係る料金 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約種別により異なりますので、詳細は基本約款、個別約款その他個別の契約条件（以下、約款等といいます。）をご確認ください。 ・その他期間を限定して行うキャンペーンによる料金の減免等につきましては、当社ホームページにてご確認ください。 |
| 導管・ガスメーターその他の設備に関する費用やお客さまが負担する費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・当社への契約の切替、変更の際して工事費用は原則発生しませんが、お客さまのご希望により供給管の位置替えを行う場合等には費用負担が発生する必要があります。その場合は、別途費用をお知らせいたします。 ・お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができ、当社から一般ガス導管事業者にその請求を行います。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたもの）といたします。）はお客さまのご負担となります。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は一般ガス導管事業者の負担となります。 ・お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器及びガスメーター以外のガス計量器等については一般ガス導管事業者に、ガス機器については当社にそれぞれ法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果にかかわらず検査料はお客さまのご負担となります。 |
| 熱量 | <ul style="list-style-type: none"> ・標準熱量 45MJ/m³ ・最低熱量 44MJ/m³ |
| 圧力 | <ul style="list-style-type: none"> ・最高圧力 2.5kPa ・最低圧力 1.0kPa |
| ガスグループとウォッベ指数 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガスグループ 13A ・ウォッベ指数 最小値 52.7 最大値 57.8 |
| ガス使用量の計測方法並びに料金調定の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業者が託送供給約款に基づき検針および使用量の計測を行います。 ・当社は一般ガス導管事業者より提供されたガス使用量に基づき、約款等の定めに従いガス料金を計算いたします。 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>料金や工事費用等お客さまが負担する費用の支払方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替、クレジットカード払いまたは払込み ※ただし、新規に口座振替、クレジットカード払いをお申し込みいただいた場合、手続きが完了するまでは払込みによるお支払いとなります。 |
| <p>支払義務および延滞利息について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ガス料金の支払義務は、約款等の定めに基づき、検針日、使用量の算定に関し協議の成立した日等に発生し、支払期限日は、支払い義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 ・支払い期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、約款等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。 ・支払期限日を経過してもなお料金（当社とその他の契約の料金を含みます。）、延滞利息又は約款等に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合やガスを不正に使用した場合等、当社が約款等で定める一定の事由に該当するときは、ガスの供給を停止又は解約することがあります。ガスの供給停止に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として330円（税込）を申し受けます（ただし、一般料金をご契約の場合を除きます。）。 |
| <p>契約期間について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・なし |
| <p>途中解約時の解約金とその金額</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・なし |
| <p>ガス小売事業者からの申し出による契約の変更や解約について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・当社は約款等の定めに従い、約款等を変更し、または契約を解約する場合があります。 |
| <p>導管・器具・機械その他の設備に関する保安上の責任について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただきます。 ・お客さまは、当社及び一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。 ・その他保安について、約款等の「保安に対するお客さまの協力」、「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただきます。 |
| <p>自由料金契約・割引制度の適用条件について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・契約種別により異なりますので、詳細は約款等をご確認ください。 ・自由料金契約をお申し込みされる場合には、お申し込みの際、その契約の適用条件及び割引制度の適用条件の対象となる機器・サービス等の所有状況及び利用状況等を確認させていただきます。また、今後当社が必要とする場合は実際の所有状況および利用状況等の確認にご協力いただくことについて承諾していただきます。 ・対象機器の撤去や当社とのサービス契約の解約等で自由料金契約又は割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡していただきます。 ・自由料金契約又は割引制度の適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、約款等に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。 |

| | |
|--|--|
| <p>お客さまのガスの使用方法、器具・機械その他の用品の使用等の制限について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・約款等の定めに従い、ガスや器具、機械その他の用品については適切に使用いただくものいたします。 ・また、供給設備の故障、点検など需給上・保安上やむを得ない場合にガスの供給を中止または制限する場合があります。 |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結に際して、約款等に記載の事項について承諾したものといたします。 ・災害の発生等によりガスの供給を制限又は中止する場合があります。これら、当社の責めによらずにガスの供給を制限又は中止する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。 ・ガス供給に伴い必要なお客さまの協力、係員の立ち入りの承諾、保安等や調査に対して必要なお客さまの協力等、託送供給約款に定められるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。 ・その他、詳細につきましては、約款等及び重要事項説明書にてご確認ください。 |
| <p>連絡先 (契約の申し込み、変更、解約、その他お問い合わせ先)</p> | <p>大阪ガスグッドライフコール 0120-000-555 受付時間 全日 9時～19時 大阪ガスお客さまセンター 0120-0-94817 受付時間 月～土9時～19時 日・祝9時～17時 ※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。</p> |

以上